

京都府後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会
平成22年度第1回 会議録（要点筆記）

（日 時） 平成22年7月6日（火）午後3時～午後4時10分

（場 所） 四条烏丸ウエストビル 2階 第2会議室

（出席者）○ 京都府後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会
委員（50音順）

秋月委員、上原委員、吉田委員（欠席：玉木委員、直野委員）

○ 京都府後期高齢者医療広域連合事務局

和田事務局次長、金久業務課長、西原総務課課長補佐、

石田業務課課長補佐、ほか事務局員

（議事の要旨）

1 平成21年度における運用状況の公表について（報告）

情報公開条例第22条及び個人情報保護条例第42条の規定により、平成21年度における各条例の運用状況について、事務局から報告。

【委員】

公文書公開又は個人情報開示請求の日から公開又は開示（以下「公開等」という。）までの期間はどうか。

【事務局】

ともに申請の日から15日以内に公開等をする又はしないことを決定することとしている。

【委員】

15日以内というのは、決定の日までをいうのか、または、公開等の日までをいうのか。

【事務局】

決定の日までである。実際に公開等する日は請求者の都合もあるため、決定の日から遅れることもある。なお、公開等の決定後、速やかに電話等で請求者に連絡を取っている。

【委員】

公開等するものが文書の場合、すぐにコピーして写しを交付できるものではないのか。

【事務局】

平成21年度にあった個人情報開示の対象となった診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）についていえば、現在、すべて紙ベースで広域連合の事務局とは離れた場所にある倉庫に保管している。その中から対象となるレセプトを探し出す期間として2週間程度はかかる。レセプトの返戻や過誤等があれば2週間以内に取り寄せることが困難な場合もあるので、期間延長の決定をとることになる。

【委員】

レセプトを探すだけでも期限いっぱいかかるということか。

【事務局】

極力早く対応したいが、月に約60万枚届くレセプトの中から特定の数枚を探し出す作業になるので、どうしてもそのくらいはかかる。

【委員】

レセプトが電子データ化されると、その作業が迅速化されるのか。

【事務局】

その効果は期待できる。

【委員】

公文書公開請求や個人情報開示請求、また、それぞれの不服申立ての状況について、他の広域連合の状況はどうなっているか。

【事務局】

現段階では特に把握していない。全国協議会等での広域連合どうしの横のつながりはあるが、このような事務レベルの情報交換はしていない。

【委員】

他の広域連合の状況により、潜在的な開示請求や不服申立て等がどのくらいあるのかを知ることができる。それによっては、この審査会の開催頻度や構成、あり方を検討し直す必要があるかもしれない。可能であれば、次回までに他の広域連合（規模の大きいところを中心に）の状況を調べておいてもらいたい。

2 平成21年度における個人情報取扱事務に関する例外類型事項による実施状況について（報告）

個人情報の目的外提供等に関して、個人情報保護条例第7条及び第8条の規定により、あらかじめ審査会の意見を聞き事前に承認を受けた例外類型事項の実施状況について、事務局から報告。

【委員】

奈良県が実施する指導のために、なぜ本広域連合からレセプトを提供したのか。

【事務局】

本広域連合の被保険者が奈良県内の保険医療機関に受診されたためである。

【委員】

指導と監査の違いは何か。

【事務局】

一般的には、指導は定期的な都道府県の調査だが、監査は不正請求の疑いがある保険医療機関等に対して実施される。

指導対象の具体的な抽出は、指導監査権限がある都道府県が行うので詳細はわかりかねるが、新規に指定を受けた保険医療機関に対して実施されるもの等があると聞いている。

【委員】

一月当たり約60万枚届くレセプトのうち、年間8枚の提出で足りるのか。

【事務局】

報告したものは件数であり、レセプト等の枚数や対象となる受診者数と異なる

る。提供したレセプト等の枚数は、100枚超である。

なお、都道府県からは、指導・監査の対象となる保険医療機関の受診者を特定してレセプト等の提供を依頼された。

【委員】

会計検査院検査はどのように実施されているのか。また、なぜ会計検査院検査に個人情報が必要になるのか。

【事務局】

会計検査院検査は、おおよそ隔年で実施されていると聞いている。決算状況等の検査ももちろんあるが、診療報酬が適正に請求され、支出されているかをチェックするためにレセプトの内容も検査される。そのため、レセプトを提供したものである。

本件は、会計検査院検査の事前調査ということで、レセプトを提出した。このレセプトは比較的大きな病院が指定され、どの患者の分かは本広域連合で無作為に抽出した。

3 診療報酬明細書（レセプト）の電子化に伴う保険者レセプト管理システムの導入について（報告）

平成23年度から導入予定の保険者レセプト管理システム（以下「レセ管システム」という。）の概要及びセキュリティ対策について、事務局から報告。

（1）レセ管システムの実施方法について

【委員】

レセ管システムの実施は、京都府国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）への委託によるのか。また、委託業務内容は何か。

【事務局】

国保連の委託により実施することを予定している。レセ管システムの導入により追加される主な委託業務内容は、サーバの利用と電子レセプトデータの保管である。

【委員】

サーバは国保連の管理下に置かれるとのことだが、広域連合のセキュリティポリシーが保障できるように契約時にしっかり担保してもらいたい。

レセプトの受付点検事務は国保連の事務として国保連のシステムで処理されるため、国保連のシステムからレセ管システムへのデータの移設がどのようにされるかで危険性が変わってくる。このときの移設の仕方は、既存のネットワークとは分離されているという理解でよいか。

【事務局】

そのとおり、レセ管システムへのデータの移設は、他のネットワークとは独立して実施される。

【委員】

国保連に格納される電子レセプトは、現状の紙の山と同じで、かつ、検索機能が上がっているので、くれぐれも情報漏洩がないようにしなければならない。過去の他の自治体での情報漏洩事件をみても、委託業者から情報が漏れたものがほとんどである。委託契約にあたっては十分に内容を検討してもらいたい。

(2) 委託料の設定等について

【委員】

委託契約とはいえ、契約の相手方を国保連以外に選択できないのだろうが、委託料やサービスレベルの適正化については、どのように考えているか。例えばコンサルティングの導入等は考えていないのか。

【事務局】

現在のところ、外部コンサルティングの導入は考えていない。他府県が実施するものとの単価の比較や、国保連における後期高齢者医療の審査支払に関する特別会計決算状況を見て経費のチェックを行うことで、価格及びサービスレベルの適正化に努めたい。

【委員】

レセ管システム導入によって、今までにない経費が新たにかかることになるのか。

【事務局】

現在、国保連とは審査支払手数料として、1枚当たりの単価を設定しているが、その中には、レセプト審査、紙への打ち出しといった業務が含まれている。レセ管システムの導入によって、電子データの保管といった業務が新たに委託業務に加わるが、紙への打ち出しといった業務はなくなるため、一概にレセ管システムの導入により委託経費が増大するとはいえない。委託料の設定にあた

っては、十分に国保連と協議を重ねたい。

【委員】

委託料は、どのように設定するのか。レセプト1枚当たりの単価契約か、サーバ保管に係る固定費の設定はしないのか。

【事務局】

委託料の設定については、これから国保連と協議を進めて決めるが、他府県の状態をみると、レセプト1枚当たりに換算して単価を設定しているところが多い。

(3) レセプトの点検・審査について

【委員】

国保連が行うレセプト点検・審査（一次審査）と広域連合が行うレセプト点検・審査（二次審査）はどう違うのか。

【事務局】

レセプトの点検・審査はどちらも広域連合が保険者として行うもので、一次審査は国保連に委託して実施している。この一次審査は国保連又は社会保険診療報酬支払基金に委託して実施することとされている。

一方、二次審査は、一次審査に基づき診療報酬を医療機関に支払った事後の点検として行うものであり、これについても外部に委託して実施している。

【委員】

紙レセプトを保管する必要がなくなることでレセプトの検索機能の向上は、大変大きな変化であり、広域連合の仕事がかなり削減される。また過誤再審査がどのくらいあるのかわからないが、その部分も国保連に委託することによって、広域連合の事務がかなり削減されると思う。

【事務局】

現在、紙の付箋を付けて返戻すると同時に返戻した内容について別途データ入力もしている。レセ管システム導入により付箋を貼る事務がなくなるので、事務はかなり削減される。

【委員】

レセ管システム導入により、広域連合職員は削減されるのか。

【事務局】

現状では個々の職員はオーバーワークの状態であり、職員の削減にはつながらないと考えている。

(4) レセプトの電子化について

【委員】

レセ管システム導入後も、医療機関からの紙レセプトによる診療報酬請求がどの程度残るかにより、国保連の負担が変わってくる。聞くところによると、病院では電子化が進んでいるが、診療所では病院ほどには進んでいない。特に歯科医はほとんど進んでいない。医療機関全体のうち歯科医の占める割合がどの程度かわからないが、レセプト電子化の進捗状況によっても委託料は変わってくるのではないかと。

【委員】

紙レセプトをOCRに読み取るといっても、紙レセプトに汚れがある場合等は、コンピュータの読み取りの精度が十分でないこともあるので、人間の目でのチェックが必要である。かなり手間のかかる作業だ。

【事務局】

先日、既にレセ管システムを導入している滋賀県広域連合を視察したが、紙レセプトの読み取り後、手入力で修正等しているものもあるということだった。御指摘のとおり、紙レセプトが多ければ多いほど手作業が増える。現在の紙への打ち出しと同じかそれ以上の事務が必要になる事態も起こりうる。

また、歯科医や小さな診療所は、現時点で電子レセプト化が進んでいないことも委員の御指摘のとおりだ。

(5) 情報セキュリティ対策について

【委員】

コスト削減を目指せば目指すほど、情報セキュリティの質も低下する。そのバランスをどこでとるのか、難しい課題は残る。そういう問題意識は常に持たなければならない。

【事務局】

委託先である国保連をどのようにコントロールしていくかということもある。国保連のセキュリティ等を広域連合としてチェックしていきたい。

【委員】

国保連に対して情報セキュリティの認証取得等を勧めるということも一つの方法だ。ISOやプライバシーマーク制度といったものがある。

また、外部監査結果の公表を求める、といったことも有効だろう。

【委員】

今まで紙レセプトを広域連合自身が保管していたように、電子化してもバックアップを広域連合で保管することは必要ないのか。

【委員】

情報セキュリティでは機密性、完全性、可用性を確保することが求められる。完全性や可用性の確保のためには、バックアップを保持することはある程度有効だろう。ただし、レセ管システムの導入は、広域連合の情報システムを軽量化するものであり、バックアップを取ることはそれに逆行するため、バックアップを取ることは別途コストがかかるのではないか。

国保連としては、バックアップを取るだろうから、それを単純にコピーして広域連合でも保管しておくことが最も手間もコストもかからない方法だ。

【事務局】

バックアップについては、これから検討していく課題だが、広域連合として何らかのバックアップは必要だと考えている。

【委員】

レセプトデータの責任の所在が広域連合にあるのであれば、広域連合でバックアップデータを取っておくことが当然だ。情報システムを広域連合で持つ必要はなく単純にコピーを取る、という方法でも構わない。

国保連では、データにスクランブルをかけるそうだが、バックアップにはスクランブルを必ずしもかけなくて良い。スクランブル解除のために国保連の許可が必要であれば何のためにバックアップを取るのかわからないから。

(6) その他

【委員】

国保連の職員は、どういった職員か。

【事務局】

事務職として国保連が採用する。その中で、電算の専門知識を持つ職員も養成されている。

【委員】

国保連と国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）の間で情報のつながりはあるのか。

【事務局】

情報のつながりはない。国保中央会はシステム開発を行っているだけでそれぞれ独立した組織である。

【委員】

レセ管システムを先行して導入している広域連合は多いのか。

【事務局】

滋賀県その他、複数の広域連合で既に導入されていると聞いている。

レセ管システムは、平成23年4月までに全国の広域連合で導入される。

なお、レセプトの電子化については、国の方針では、当初、平成23年4月にはすべて電子化することとされていたが、小規模の診療所や高齢者が経営する診療所等では、紙レセプトでも良いとされたため、現在ではいつまでにレセプトをすべて電子化するという期限設定はされていない。

【委員】

先行してレセ管システムを導入している広域連合と情報交換をして、トラブルなく進められるようにしてもらいたい。

【委員】

レセ管システムは国保中央会で開発しているが、運用の仕方は都道府県によって微妙に違うと聞いている。例えば、京都府の特徴としてデジタル疎水というネットワークがある。その違いにも注意しないとイケない。

【委員】

レセプトの電子データについては、保険者である広域連合でデータの修正等の更新ができるのか。

【事務局】

レセプトの本体部分については、広域連合でもデータ更新できない。軽微な過誤であっても付箋を付けて医療機関に返戻する。それは現在の紙レセプトのやりとりと同じだ。紙の付箋が電子上の付箋に変わることになる。

【委員】

国保連ホームページをみると、国保連にも個人情報保護委員会という組織があるようだが、機会があれば、情報交換を試みるのもよいかもしれない。

【委員】

コストの問題、情報セキュリティの問題、広域連合の機能のスリム化といった議論がされた。こういった点を踏まえ、慎重に進めていただきたい。

— 閉会 —